

平成 19 年度第 2 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 4 月 25 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 4 月 2 5 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 9 号議案 八王子市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則設定
について

第 2 第 10 号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則の設定について

第 3 第 11 号議案 八王子市公民館条例施行規則を廃止する規則設定について

4 報 告 事 項

国指定史跡八王子城跡保存整備基本計画について

(文化財課)

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番委員)	小田原 榮
委 員	(2 番委員)	細 野 助 博
委 員	(3 番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4 番委員)	齋 藤 健 児
委 員	(5 番委員)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事	
指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	天 野 高 延
学 校 教 育 部 主 幹 (企画調整担当)	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	野 村 みゆき

学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	峯尾常雄
生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	伊藤文丸
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	武田ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	石井里実
教育総務課主査	山本信男
学習支援課主任	小島一浩
文化財課主査	新藤康夫

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
担当者	小林順一
担当者	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第2回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第9号議案 八王子市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 ただいま上程されました第9号議案につきまして御説明申し上げます。

平成19年2月7日に開催されました平成18年度第19回教育委員会定例会におきまして審議されました八王子市公民館条例の廃止が公布されたことに伴いまして、八王子市体育指導委員に関する規則の条文中の文言の整理の必要が生じたため改正しようとするものであります。

「第9号議案関連資料」をごらんください。

改定する箇所でございますが、第2条の(3)「公民館」を削除するものです。

また、(6)の「外」を「ほか」に改めるものであります。これは、ほかの規則に合わせるために、ここで改正するものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課の説明は終わりました。本件につきまして何か御質疑ございますか。

細野委員 私はありません。

小田原委員長 理由は何ですか。

遠藤スポーツ振興課長 公民館条例が廃止されたことに伴いまして「公民館」という文字を整理したということでございます。

小田原委員長 それはわかりました。「外」を「ほか」にする理由は何があるんですか。

遠藤スポーツ振興課長 これは、ほかの規則の場合、「ほか」というひらがなを使っておりますので、それに合わせてここで改正するものでございます。

小田原委員長 しかし、これは、ここでは、「外」ではいけないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうなんです、規則の中では「ほか」というひらがなを使っているものが多いものですから、ここで私どものほうの規則も改正するというところでございます。

小田原委員長 「外」を間違えて使ってしまったのであればわかるんです。だけど、「外」は「ほか」というふうに常用漢字の音訓表で認められているんじゃないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 そのとおりだと思いますが、ほかの条文と一緒にするという、そうい

う意味でございます。

小田原委員長 一緒にしなければいけないわけですか。

遠藤スポーツ振興課長 はい。

小田原委員長 そうですか。そういうことであればよろしいですが、あまりこういうことにこだわりたくない気持ちが私はありますので、決めるときにきちんとやっていただければそれで済む話だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ということで、特にございませんということですので、お諮りいたします。第9号議案につきましては、御提案のとおりということによろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 では、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。

小田原委員長 続きまして、日程第2、第10号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則の設定について及び日程第3、第11号議案 八王子市公民館条例施行規則を廃止する規則設定については、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案につきまして、学習支援課から御説明願います。

牧野学習支援課長 それでは、八王子市生涯学習センター条例施行規則の設定について、及び、八王子市公民館条例施行規則を廃止する規則設定について、御説明させていただきます。

お手元でございます第10号議案の最後のページになりますが「第10号議案関連資料」をお開きください。1ページと2ページになっております。

まず、この「規則設定の目的」ですけれども、本年3月28日に八王子市生涯学習センター条例の全部改正が公布されたことを受けまして、生涯学習センター条例の施行に必要な項目について規則を定めるものです。これによりまして、生涯学習センターと公民館の両施設の一元化に伴う規則設定を行い、市民にとってわかりやすく利用しやすい施設にすることを目的としております。

下の図をごらんください。生涯学習センター条例の改正によって変わる点についてですが、左側が現在の姿です。現在は、学習支援課が市の施設として生涯学習センターを、教育施設として中央公民館、南大沢公民館、川口公民館を管理いたしております。生涯学習センターにつきましては、市長から教育委員会が事務委任を受けて管理するという形をとっております。それが、今後は、7月1日からですが、右図のようにこの4館を総称いたしまして「生涯学習センター」と位置づけ、生涯学習センターと中央公民館を合わせまして、同じ名称ですが「八王子市生涯学習センター」となります。南大沢公民館については「八王子市生涯学習センター南大沢分館」、川口公民館については「八王子市生涯学習センター川口分館」といたします。変更後の3館については、教育施設として位置づけることになっております。

次に、2の「生涯学習センター条例施行規則の設定等について」ですが、新しい生涯学習センターが教育施設になることに伴い、今回提出いたしております生涯学習センター条例施行規

則を設定し、あわせて公民館条例の廃止が定められたことに伴い、公民館条例施行規則の廃止規則の設定を行います。また、現在は市の施設であります生涯学習センターについては、今回の議案にあわせまして廃止することを市長部局に依頼しているところでございます。

それでは、2ページ目の3をごらんください。改正する生涯学習センター条例の施行規則についてですが、これまでと変わる主な点について御説明させていただきます。

まず1点目といたしまして、器具使用料と超過使用料の取扱いについてです。現在、生涯学習センターの多目的ホール、レクリエーション室及び学習室のすべてにおきまして、超過使用料の徴収を行っております。さらに、多目的ホール及びレクリエーション室については、器具使用料を徴収しております。一方、これまでの公民館条例施行規則におきましては、超過使用料及び器具使用料の規定がなく、徴収をいたしておりません。今後は、本改正によりまして、多目的ホールを除き、器具使用料及び超過使用料の規定を廃止することとし、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、2点目といたしまして、施設の利用方法についてでございます。現在、生涯学習センターの利用に関しましては、営利を目的とするもの以外はどなたでも利用できることになっております。公民館の利用に関しましては、社会教育団体及び社会教育活動を行う個人に限定いたしております。今後は、本改正によりまして、営利を目的とする利用を除き、社会教育団体、個人及び会社法人等を含む一般団体の利用を認めていくことにより、施設の有効利用を図ってまいります。しかし、一般団体の利用に伴い、社会教育団体の利用が阻害されることがないように、学習室等の予約の受付については、一般団体の予約の受付時期を1カ月前の初日からとし、社会教育団体は2カ月前の初日からとすることで、社会教育団体の利用を保障してまいります。

引き続き、小島主任のほうから説明させていただきます。

小島学習支援課主任　　続きまして、「第10号議案関連資料」A4の横の書類でございます。全部で19ページになっております「新設及び現行の生涯学習センター条例施行規則の対照表」を用いまして、規則の変更箇所の御説明をさせていただきます。変更点につきましては、太字ゴシック体で記入されている部分でございます。制度上の変更点がある部分を中心に説明させていただきます。

先ほど課長からも説明させていただきましたが、生涯学習センター条例施行規則については、市規則を廃止し、教育委員会規則を設定することになります。施設の管理及び運営は教育委員会で行うことになります。

第2条本文の中に生涯学習センターを「センター」と略するという表記がございますが、続く第2条第1項の名称と使用時間の表の中では省略していない部分がございます。これにつきましては、3施設を総称する場合は単に「センター」と表記し、個別の施設を固有名詞として表記する場合は省略せずに表記することとしたため、このようになっているものでございます。

続きまして、2ページでございます。中段よりもやや下の部分でございます。第3条第4項において、社会教育団体が学習室等を3カ月前の10日から19日までの間にインターネット

で予約の申し込みをすることができるという規定を新設いたしました。これは、学習室等の利用が会社法人を含む一般団体に開放されることを受けて、社会教育団体の学習室等の利用が阻害されることがないように、優先的に予約ができるようにしたものです。

続きまして、4ページ目、中段よりやや上の部分でございます。右側の現行の生涯学習センター条例第7条の使用の変更の部分でございます。この部分を削除いたしました。これは、多目的ホールの利用の場合は60日前、学習室等については30日前までに使用日の変更等ができる規定になっておりますが、公民館条例施行規則にはこの規則がなく、また現在まで変更を実施した実績がないことから、この規定を削除することといたしました。利用者の方には、実施の確定について十分確認していただいたうえで料金を納付していただいております。

続きまして、5ページ、第8条です。その中で「多目的ホールにおいて」を追加することで、多目的ホールを除く施設については、利用者の利便性向上のため、今後は超過使用料を徴収しないことにいたしました。

続きまして、同じく5ページの附則の施行期日でございますが、平成19年7月1日から施行することといたします。

続きまして、6ページの別表第1でございますが、この中にあります使用申請の受付開始日についてです。こちらについては、2カ月前もしくは1カ月前の月の初日ということで、表記のほうを「初日」で統一いたしました。生涯学習センターの施設においては、インターネットで予約が可能な施設と、窓口、電話の受付しかできない施設がございます。具体的に申しますと、学習室、視聴覚室、和室の部分についてはインターネットで予約が可能な部分でございます。その下の部分、和室、茶室、水屋、あるいは川口分館の第1創作室の部分、あるいは生涯学習センターの多目的ホール、展示室の部分、この部分に関しましては、ご利用者される方の利用を職員の目によって確認したうえで予約を受け付けております。また、抽選を行う場合についても、生涯学習センターの部屋を使って抽選会を行い、抽選会によって予約を確定しているところがございます。そうしますと、初日で統一すると、休館日で、抽選会での対応ができない場合、窓口、電話対応ができない場合についてでございますが、別表1の下の備考の部分で説明しております。これは翌日に受付をするという規定になっております。9ページ備考の1で、優先的に予約を受けられる団体もしくは個人が受付をする日が休館日であった場合については、優先的に受けられない団体もしくは個人の受付日をその翌日とするという規定でございます。

続きまして、同じく別表第1の学習室等の利用について、会社法人を含む一般団体に開放されることになるため、社会教育団体の学習室等の利用が阻害されることがないように、社会教育団体の受付開始日が2カ月前の月の初日なのに対しまして、一般団体の受付開始日を1カ月前の月の初日といたしました。

最後に11ページ、レクリエーション室関係の器具使用料については、利用者の利便性の向上のため徴収しないことにいたしました。

以上で主な改正点の説明を終わります。

小田原委員長 説明は以上のとおりですが、各案について御質疑がございましたらどうぞ。

細野委員 定義がよくわからないんだけど、社会教育団体というのはどういうもので、それは八王子が独自に認定したものなのかどうなのか、そのあたりを少しお聞きしたい。

牧野学習支援課長 社会教育法の第10条に社会教育団体の定義というのがございまして、この法律で「社会教育団体とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体」ということで、こういった考え方を準用しまして、社会教育活動を主に実施している団体ということで登録を承っております。

細野委員 第10号議案のところに、使用申込書に団体名、代表者と書いてありますね。そのときに、私のところは社会教育団体ですというふうな形で、営利が隠れているかもしれないけれども出す場合もあるわけですね。あるいは、早めに取りたいから。そういうときに、皆様のほうでは、そういうリストがちゃんと完備してあるのか、それとも現場の人がそれを裁量的に判断するのか、そのあたりのお話を聞きたいんです。

牧野学習支援課長 申請を受けまして、活動内容をよく伺いまして、社会教育活動を主にやっている団体かどうかという判断をさせていただいております。

小田原委員長 だから、その判断の基準があるならば示してくださいということですよ。それがなければ受付の裁量になっちゃうんじゃないかと聞いているわけです。

菊谷生涯学習スポーツ部長 社会教育団体は、そういう活動をしているということでの話があれば、八王子市は、現在、ほぼ問題なく認めております。ですから、団体数も、正確な数字は申し訳ありません手元にございませぬけれども、たしか数百あるというふうに記憶しておりますので、会社以外の集団でいろいろな勉強をしようとする団体については、社会教育団体という取扱いにしております。

細野委員 社会教育団体とそうでない団体とでは、申請の受付開始日に今1カ月の差があるわけですよ。そういう待遇の差を設けることになっているわけですけども、それを見たら、じゃ、うちは社会教育団体という形で申し込もうかと出てくるものがあるかもしれないし、本当に社会教育団体なんだけれども今まで実績がない、でもこういう団体をつくったからという場合もあるかもしれないし、いろいろなケースがあると思うんですよ。そうするときに、これまでのように現場の人たちの裁量でいいかどうか、判断に迷ったときどうするするのか、そのあたりのスキームがあるかどうか、それをお聞きしたいんです。

小田原委員長 もう一步進むと、この表でいきますと、第10号議案関連資料の2ページの一番下のところ、社会教育団体の利用を保障するというのは非常に結構というか、いいふうに見えるんですけども、これは既得権益者を守るという言い方なんだけれども、逆にいえば、新規加入者の参入を阻害するということも言えるわけですよ。細野委員が言っているのは、社会教育団体と言いながら営利目的を隠しているということもあり得る心配がある、それが認められる。一方で、新規参入しようとしている一般の団体、これは社会教育であるかもしれない。だけど、そここのところの判断というのはどうやってやるんだと。1カ月差をつけることによって新規参入が阻害されるということが起こり得るのではないかと。そうではありませんというこ

とが言えますか。その基準は何ですか。そこをお答えできるかどうか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　今回、生涯学習センターと公民館を統合した理由の一つには、公民館の利用状況が非常に低いということが一つございます。それは確かに団体は多いんですけども、ある程度固定している団体ということになるかと思えます。そういう中で、一般の会社という言い方をしますけれども、会社等に対しても、ある程度、社会教育団体の利用を担保できれば拡大してもいいのではないかとというような考え方に基づいておりますので、委員長御指摘の新しい社会教育団体の参入が阻害されるという心配はまずないのではないかとこのように考えています。

それから、企業が利用する場合は、私どものほうでも確認ができますので、今までもそういう営利活動と思われるようなものについては、その団体を呼んで注意をしておりましたし、団体の取り消し、そういうことも実務的には行っておりましたので、今現在の状況を踏襲した中で、一般のほうにも利用が広がるのではないかと、そんなふうに考えております。

細野委員　わかりました。一番の目的は、こういう施設の稼働率が非常に低いんだと。だから、もっと使ってほしい。そうしたら、何も1カ月の差なんか設けなくたっていいんじゃないかと思うんですよ。なぜかという、民間であればあるほどお客を呼びたいわけですよ。じゃ、早めにそれを周知徹底して、ここのセンターを使いますよということによって客寄せをするということがあるかもしれませんね。そうしたら、1カ月にすることの合理性というのはどこにあるのかということがあると思うんですけども、そこはどうですか。

牧野学習支援課長　従来、社会教育の団体というのは、比較的小グループの活動をやっている団体が多くございまして、日常的には、どちらかというと活動力の弱い団体が多くございます。それで、同じという形にしますと、企業等の団体は非常に計画性が富んでいまして、そういった意味では非常に早くどんどん押さえていくというようなこともございますので、これまでの市民の生涯学習を育てるという意味からすれば、やはりそういった弱小の団体にも配慮して、会場の使用について一定の優先位をつけるべきではないかと。また、これまでの八王子市における社会教育団体に対する取扱いについてもそのようにしてまいりましたので、これを一律に並べるとすることは非常に困難があるかと思えます。

小田原委員長　弱小団体というのと企業というのと、区別をつけていいのかどうかということもあるんじゃないですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　実は公民館とセンターを統合するに当たりましては、国からの起債と補助金も一つのネックになっておりました。そういう中で、従前の公民館活動を保障するというのも一つの条件でございますので、時期の差とかそういうものに配慮していかなければならない課題の一つということで、従前のものをほぼ踏襲していくということでございます。お金を返さなければいけないということにもなりますので、これはちょっと今の市の状況からしますとできないということで、これがあと思っています。

細野委員　それでいいですよ。私はもう趣旨はわかっているんですよ。私が聞きたいのは、一番の優先順位として、稼働率を上げることなのか、社会教育団体を育成することなのか、ど

ちらのほうを今この段階で優先順位として大事にしたらいいのかという話なんです。今の話を聞くと、どうも施設があまり使われてないから民間にも開放しましょうと。その時、この社会教育団体と民間との待遇の差を、例えば、1ヵ月ではなくて、2週間にすれば、民間になると、少しでも早いほうが客寄せもできるし、より利便性も高い施設になるんじゃないかと。そうしたら稼働率が上がるし、お金も入るわけですよ。一方で、社会教育団体との差をつけておけば、それは社会教育を育成しようという姿勢があるんだということが見えるわけです。そのあたりの考え方を少し変えるということはないのかなということ。

小田原委員長 委員の皆さん、どうですか、今のお考えについて。

従来からの公民館の場合、実際の稼働率はどうかというのは、前にデータが出ましたか。

牧野学習支援課長 出ています。

小田原委員長 それは、いいというふうに言えるわけですか。よくない。稼働率はどうなんですか。

牧野学習支援課長 低いですね。

小田原委員長 低いということですね。そのときに、細野委員が今言ったように、例えば1ヵ月を2週間にして、民間企業によって稼働率を上げ、しかもそれが社会教育の育成につながっていくんだという考え方をすれば、こういう区別をつけなくてもいいんじゃないかという、そういう考え方というのはできないんですか。

牧野学習支援課長 現在、稼働率が5割いっていないのが実情ですけれども、ただ、部屋によりまして、例えば、学習室については8割とか9割とかいっているのが実態でございます。稼働率が上がらない部屋については、使い方が非常に限定されているということがありまして、例えば展示室、あるいは録音編集室、こういったところがほとんど稼働率が上がらない部屋であるわけですけれども、学習室については社会教育団体も利用が非常に高いというようなこともありますので、全体として稼働率を上げるということがもちろん今回の目的でございますけれども、やはり社会教育団体の育成という点をこの教育施設の中から抜き去るわけにはいかないという、やはりこの施設そのものの目的がございますので、今回、1ヵ月という、こういう差をつけたということでございます。

小田原委員長 そのほかいかがですか。御質問、御意見を含めて。

齋藤委員 今回の細野委員の話にかかわってくるんですが、私もちょうど同じようなところをちょっと違った立場から御質問しようと思ったんですけども、実際、私も利用させていただこうと思ったことがあるんですね。平成13年、14年くらいのことなので、もしそれから違っていたら御容赦いただきたいんですけども、申し込みをしたときに「団体として登録されていますか」みたいなことがあって、事前にそれが登録されていないとスムーズに申し込みできなかったりするんですね。そこらへんの手続的な煩わしさで利用率が上がらないということはありませんか。

牧野学習支援課長 登録をしていただくというのは、事前にその方はどういった形で御利用いただくのかというところで、特に公民館の部分ですけれども、社会教育団体であるか、あるいは

はそれ以外の団体であるかという判断をさせていただくときの主要な条件になってくるものでございます。公民館の登録をする場合に関しては、その利用団体がこういった形で御利用いただくのかというところを記入していただいて、御本人であることを確認するための書類を持ってきていただいてというような形で手続をさせていただいているところではございますけれども、実際に御利用いただくときにあわせて登録をしていただくといった方法も、窓口あるいは電話での対応の中ではさせていただいているところがございます。ですので、空いているお部屋をすぐに押さえるといったような場合につきましては、わざわざ登録をしに窓口のほうに来ていただくという方法をとらなくても、利用とあわせて登録の手続をしていただくというところで、煩わしさの解消は事務方のほうではしているところがございます。

齋藤委員　そうなってくると、今の細野委員の質問が、私も同じようなところにちょっと疑問がぶつかったんですけども、利用率を上げようという話と逆行するかもしれないんですけども、私、この規則案をずっと読んでいって疑問に思ったのは、全く逆な立場で、最近よくテレビなんかを見ていても、一部の思想団体のようなものが行政にやたら文句やいちゃもんをつけて何か問題を起こそうとしているような、平たくいってしまうと右翼団体みたいなものが何かというところ、そういうところに突きつけてくるというような番組を見たことがあります。そのときに、団体としてふさわしくない場合にはすぐに貸し出しを停止しますよというのが、ここにはないような気がしたんですよ。停止というのは、貸し出しはしてしまったけれども、これはまずいぞ、明らかにやっている内容がふさわしくないというときに、すぐとめられますよというものを一条として入れておいたほうがいいんじゃないかという質問しようと思ったんですね。

そのときに、細野委員がおっしゃったところに戻ってくるんですが、社会教育団体なのかどうかというものを、ある程度マニュアルのようなものをしっかりつくっておかないと、そこで後々、よけいな心配がもしもせんけれども、善意である場合と、何かその善意が崩れてしまったときに変なふうにならなければいいなというふうに思っているんですけど。

牧野学習支援課長　3月28日に公布されました生涯学習センター条例、きょうはお手元に資料としてお配りしてはおりませんが、この条例の中に「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする」ということで、1つが「営利を目的とするものと認めるとき」、2番目が「秩序を乱すおそれがあると認めるとき」、3番目が「管理上支障があると認めるとき」、4番目に「前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき」という内容でございます。そういう団体についてはお貸しできないということで、きちっとした対応ができるということになっております。

齋藤委員　わかりました。でも、今、私が聞いたかったこととはちょっと違うんですね。つまり今の内容は最初から貸し出しをしないわけでしょう。それが細野委員の質問とも絡んでくるんですが、事前にわかった場合は貸し出ししない。それはわかりますよ。では、貸してしまってから問題が起きることはないのか。許可を下ろしてしまったけれども、実際に見たときに、これは違うぞとなったときに、すぐとめられるかどうか、それが明記されているかなというのがちょっと心配になったんです。

牧野学習支援課長　　そういった場合は、当然、本来の申請と違う使用の方法をしているということになりますので、虚偽の申請ということで、その使用を差しとめるということで対応できると思います。

菊谷生涯学習スポーツ部長　　先ほど、稼働率という話を申し上げましたけれども、この条例改正の冒頭のところの説明は、一つは、生涯学習センターと公民館が同じ建物内にあるにもかかわらず分かれている。市民から、非常に見づらい、利用しづらいということが上がってきたわけです。そういう中で、公民館の施設については、社会教育団体でなければ部屋は空いていても使えないということがありましたので、それを有効活用するという意味で、稼働率を上げるというふうな言い方をしましたけれども、提案当時の趣旨はそういうことですので、その趣旨は変わっておりませんので、私、ちょっと言葉足らずだった点があるかもしれませんが、そういう意味です。

小田原委員長　　今、課長のほうでありましたけれども、「思います」ではなく「できます」ということですね。そういう心配はないということですね。

牧野学習支援課長　　はい、心配は必要ございません。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。

齋藤委員　　きのう生涯学習センターのホームページをのぞいてみたんですけども、カラーで結構きれいに今回の内容のことが掲載されていましたよね。「変わります」というのが1ページあって、これはすごく見やすくできていたなと思ったんです。でも、きょうのいただいた資料を見ると、もうちょっとわかりやすくしたほうがいいような感じがしたんですね。もう少し丁寧にやっておいたほうがいいのかというようなこと思ったのが一点。

それと、もう一点教えてください。いただいた資料を読んでいるときに、私が理解できなかったのなら御容赦いただきたいんですが、これは、7月1日からスタートするわけですね。

牧野学習支援課長　　そういうことです。

齋藤委員　　では、そこから3カ月前。いわゆる予約ということ考えたときに、7月1日の3カ月前というと、もう始まっちゃっているわけですね。これを見ている限りだと、そこがちょっとよくわからなくなってきちゃったんです。つまり、7月1日から新しい条例に変わるということになってくると、それに対する予約は既に3カ月前から始まっちゃっているということになるじゃないですか。そうではなくて、7月1日から新しい予約制度に変わるという意味なんですか。ちょっとそのところ、教えていただけますか。

言っていることがわかりませんか。条例が変わることによって、7月1日からスタートするのだったら、その予約は既に4月1日から始まるはずだと思うんですね。

小田原委員長　　それは変わらないんですよ。建物はあるわけだし、今までの貸している部分については動いているわけだから。

小島学校支援課主任　　これも条例の中で決めさせていただいているところで、今回の資料の中にはついていなかった部分で申しわけなかったんですけども、条例の附則の第3号というところで、今回の条例の改正の施行日前においてなされた予約、あるいはお支払いをいただいて

既に使用できるという状態になっているものに関しましては、条例が施行された以後においても有効になされたものとみなすというような、みなし規定を設けさせていただいております。ですので、以前から予約されたものについては、変更になるということはありません。

ちょっとその部分が、こちらのほう、規則内は足りなかった部分でありますので、至急直してつけ加えさせていただきたいというふうに考えています。

小田原委員長　そんなのは常識だと言えば済む話じゃないの、そんなことをわざわざ書かなくて。法律の中では必要なんだけど、だけれども、ぶつぶつに切って入れてある話じゃないんだから、建物はそこにある話だから、そこを予約している者は法律が変わりましたからだめですというのは、よほど物理的条件がある場合に限られてくるんじゃないのかな。そう思いますけれど。

そのほかはいかがですか。

齋藤委員　今、小田原委員長から言われましたけれども、私は単純にこれを見たときに、今回の条例の中で、何カ月前から予約できるということは以前から明記されてきているわけじゃないですか。それが新たに加わってきているわけですよね。そのところをちょっと心配したということですので。

小田原委員長　むしろそういうのは、細かく切るからいけないと思っているんですよ。基本的には、いつでも、だれでも、どこでもいいですよというふうにやっているのが、このセンター構想だと思うんですよ。それについて、あまりいろいろ細かいことを入れないほうがいいと思うの。使ってもらう、空いているのだったら、いつでもいいですよ、だれでもいいですよ。でも、だれでもいいですよといっても、入れない人たちもいるわけだし、これは公費を使ってやっているわけだから営利はだめですよということが必要なんだと。そうでない場合には、僕は、1年前から計画しているのに、予約は3カ月前からでなければだめだなんて、そんなことはないと思うんです。1年間通して貸してもいいですよくらいに考えたらいいと思うんですね。

社会教育法が変わるというのは想定して考えていますよね。またいずれこれを変えきやいけないということは想定してありますよね。近々に社会教育法が変わると思いますので、いつでも対応できる、あるいはそれを見越してこうするんだというようなことを考えていってほしいなと思います。

ほかに、細かいことだけれども、個人でも貸し出すわけですよね。ところが、これを見ますと、団体の申し込みの様式しかないでしょう。基本的に団体を考えている、あるいは社会教育に限定しているというところが、まだ見えてくるんだよね。

小島学習支援課主任　こちらの申請書の様式なんですけれども、特に個人と団体というような形で分けずに、個人の場合でありまして、代表者のところに個人のお名前を入れていただいて御利用いただいているという方式をとらせていただいております。一つの様式で2つ、利用者が生涯学習センターにおいてはもともとおりまして、特に個人の方の様式というものをつくってはいない状態でございます。

川上委員　今の個人の申し込みですけれども、個人の使用というものは、どういうものを想定していらっしゃるでしょうか。学習室とかは一人で使うところではありませんよね。一人で使ってもいいんですけれども、そういうことを想定しているんですか。個人の申し込み、利用ということには、どういうものを想定して個人を入れたんですか、ちょっと伺わせていただきます。

小島学習支援課主任　社会教育施設という位置づけでございますので、学習室に関しても、一人で御利用いただくというのは、原則では想定していないところでございます。個人として活動はして利用に関しては数名単位、個人の活動の中で数名とあわせて利用していただく。ただ、利用の形態としては個人で申し込みをしてというお客様がいらっしゃるということです。

小田原委員長　そうじゃないんじゃないの。団体でないのは個人じゃないの。だから、例えば、株式会社、それは団体。個人営業は個人なんでしょう。だから、その個人として、集団で来る場合があったとしても、個人の計画している活動であるならば個人だということでしょう。団体としては書けないわけでしょう。だから、そういうことだと思います。

川上委員　そうですか。

小島学習支援課主任　はい、そういうことです。

小田原委員長　だから、僕は、川上剋美バレエ教室があったらいつでもどうぞというふうに思いますけれども。

そのほか、いかがでしょう。

齋藤委員　せっかくここまで細かくいろいろと書いているので、ちょっとお伺いなんです、第3条の5項では、市内に住んでいる方に対する特典をうたっていますね。そうすると、その前の4項に出ている社会教育活動をしている団体において、八王子市内で活動している方も市外で活動している方も、ちょっとせこい考えかもしれませんが、市の施設で、市として当然補助もしているわけですから、市内で活動している、市外で活動しているということはここでは全く考えないで、日本国じゅうどこから来た方も同一にこの4項では考えていらっしゃるということですね。重なった場合は一律に抽選と。

小田原委員長　それは、そうなんじゃないのかな。

齋藤委員　5項では、市に住んでいる人間は優先されるものがあるわけですね。それは、あえてそうしているということなんですか。

小島学習支援課主任　はい、そういうことでございます。

齋藤委員　すごい細かいことで、こんなことは私が心配することではないかもしれませんが、平成19年7月1日は日曜日ですが、当然そのための準備というのは想定して考えていらっしゃるんですけど、混乱するようなことはないんですか。

牧野学習支援課長　もちろん十分な準備をして行いますので、大丈夫でございます。

小田原委員長　ほかにいかがでしょう。

では、ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。ただいま一括議題となっております第10号議案及び第11号議案の2案については、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第10号議案及び第11号議案の2案につきましては、そのように決定することにいたしました。

続いて報告事項となりますけれども、議題は以上でよろしいですか。

小田原委員長 続いて、報告事項となります。文化財課から報告願います。

渡辺文化財課長 それでは、報告事項でございます。国指定史跡八王子城跡保存整備基本計画について、新藤主査から報告いたします。

新藤文化財課主査 それでは説明させていただきます。2枚組の報告という資料と、国指定史跡八王子城跡保存整備基本計画書(概要版)というのを参照していただきたいと思えます。

まず、「国史跡八王子城跡の整備計画について」ということですが、今までの経過から申し上げますと、既に平成16年度に策定いたしました「国史跡八王子城跡保存管理計画」の基本理念に基づきまして、今回、次のステップとして、もう少し八王子城の内容がわかりやすくなるような整備をし、積極的に活用するような内容にするために、整備事業をどこまでやるかとか、整備時期をどうするかというようなことを盛り込んだものが、この「国史跡八王子城跡保存整備基本計画」になります。このたび、これを策定いたしました。

策定に当たりましては、平成18年度におきまして、都市計画土木史・考古・中世史・造園学・植物などを専門とする有識者をはじめ、地元住民代表や公募市民などから構成する「保存整備事業検討委員会」を立ち上げ、現状の課題解決に向けた整備事業や国の補助対象事業としての事業スケジュールなどについて各委員の助言をいただき、検討を行いました。

2番目につきまして、既にできております平成16年度の「史跡八王子城跡保存管理計画」の基本理念をここに挙げてあります。4つほどありまして、(1)次世代への史跡保存と活用。これは、八王子城という歴史的な遺産を確実に次の時代に保存して伝えていくと。そのためには、調査研究を進め、整備をし、そのことによって普及活用を図ることが大事ということになります。(2)史跡を活かした地域づくり 市民との連携・協働。このすばらしい歴史資産である史跡八王子城跡を積極的に整備することでまちづくりに生かせるのではないかと。そのことについては、これからの考え方として、市民とも連携・協働していかなければならないだろうということでもあります。(3)地域内及び広域的な史跡ネットワークの推進。これにつきましては、「地域内」というのは、八王子を中心といたしまして、郷土資料館なども含めたその中での地域。「広域的な」というのは、北条氏の関連のお城が、小田原が本城ですし、寄居町の鉢形城等の支城がありますから、そういうところともネットワークをつくっていくと。(4)計画的な情報発信につきましては、生涯学習、学校教育なあらゆる機会を利用して、八王子城を整備活用する中で、保護・活用の意識を醸成していこうということでもあります。

それらを受けまして今回検討を重ねた結果、矢印の下からがまとめなんですが、概ね1~3年というところの早急な対策と整備と、その後、3年から5年目標というのは、ここからが、

国の国庫補助事業に認定されれば50%の補助が受けられる事業内容になります。さらに、それを継続する中で、さらに発展させて中長期的な整備、これは5年から10年度が目標になりますが、掲げてあります。

最初の「早急な対策と整備(1~3年目標)」につきましては、先ほど言いましたように国庫補助の対象事業となるためには、当然、市側も、残りの負担をしなければいけませんし、それなりの準備が必要だということで、1~3年をみておりますが、その中でも既に曳橋の整備等を平成元年、2年あたりから進めたところ、かなり老朽化しておりますので、日本百名城に選ばれるという中で見学者も増えております。その事業が実際に補助事業としてスタートする以前にも、やはり安全というのを重視して曳橋を補修したり、あるいはせつかく来ても道案内、遺構を案内するような道標がないというような御意見もありますので、補助金を受けなくても早急に市でやらなければいけないようなことについては、この1~3年の中でやっていきたいと思います。

具体的には、「普及活動」として、地元への広報、これは今回のこのような整備計画の中身について地元の方々に説明会をする。パンフレットの作成というのは、国語以外の外国語も入れたようなパンフレット、あるいは登山ルートとか短期間で回れるようなものを検討したパンフレットをまたつくっていく。その他というのは、先ほど言いましたような、北条氏関連の小田原市、寄居町等との連携を検討していく。「史跡や遺構の保護」は、補助金がなくてもできる範囲で、職員がパトロールしながら、現状の遺構をさらに分布調査をしたり、あるいは石垣等の破損等の調査をしていくと。次の「安全な公開」につきましては、先ほど説明させていただきましたような、安全のために曳橋の補修工事を今年度予定しております。遺構道標等応急設置につきましても予定しております。「その他」につきましては、根小屋地区の日常管理や住民が利用できるような対策はないかというのが検討委員会の中でありましたので、このことも引き続き協議を継続していきます。

次の「短期的整備(3~5年目標)」につきましては、先ほどお話ししましたように、今回つくりました「八王子城跡保存整備基本計画書」をもとに、文化庁と協議をいたしまして、市のほうも事業費の半分を負担できるという段階がくれば、その協議の中で国の補助事業として認めてもらうような具体化をしていく内容であります。この内容につきましては、これだけだと何のこともよくわからないということになるかもしれませんが、実質設計等につきまして、その辺からすべて補助対象となります。

具体的には、ここに書いてありますように「普及活動と人材育成」。広報活動、指導者の育成。この指導者というのは、ただ単に歴史とかだけではなくて、今後、八王子城を管理していくのに、市だけの負担ではなくて、団塊の世代の方々の活力とか、あるいはボランティアをやりたいという方を含めて、城山全体の山の保全ですとか、あるいは指定地内の遊休地を、例えばですけれども、八王子城から出ている大麦、これは籠城したときの食糧だと思われるんですが、それを農業体験として指定地内の遊休地を使ってみたり、あるいはそこから取れたもので食育というようなことまでできればという、そのために指導者の育成。市民協働。それからボラン

ティアの育成、これは当然遺跡の史跡の説明・案内をするボランティアの方もありますし、日常的な環境整備活動、これもボランティアの方々の育成ができれば比較的うまく保存管理ができるのではないかと考えております。

「史跡や遺構の保護と公開」。遺構基礎調査等、これはまず石垣とか建物の跡などをきちんと発掘調査をして、あるいは資料調査をし、その遺構を保存するための調査研究をするというような意味でございます。それから要害部・根小屋地区等整備。これはなかなかイメージがわからないかと思っておりますので、概要版のほうの19ページを見ていただきたいと思いますけれども、これはあくまでもイメージですけれども、本丸に上っていく途中の要害部の曲輪とかを整備しながら、このような最終的な安全用の柵をつくったり、あるいは東屋もつくり、というようなのが整備の具体的なイメージです。これはあくまでもイメージですが、これくらいのところまでやりたいというふうに考えております。それから、公開遺跡等の整備、これは当然人が大勢来るわけですから、公開のための沿道、広場、案内版、道標等をやります。

次のページになりますけれども、「ガイダンス施設建設」。これも概要版18ページをごらんいただきたいと思っております。このところにガイダンス施設の説明がありますけれども、やはり見に来た方がそこで八王子城の全体の解説を見たり、あるいは各種住民活動の拠点というのは、そこにボランティアさんが集って、例えば史跡の案内をする方々、あるいは環境整備に協力してくれる方々、あるいは市定地内の遊休地を使って農業体験をする方々が集まって活動できるような場所の整備ということでありまして。それから「安全な公開」。当然、道順、道標を設置し、本丸へ上っていく途上道の破損をなくし、安全対策、管理等を行います。

「公有地(飛地)の活用」。根小屋地区につきましては、これはまだ継続的に検討していかなければいけないんですけれども、現に住んでいる方々の家のつくり方とか街並みが地元の方々と一緒に、ある程度統一のとれたような建物をつくるような話し合いが進んでいけばいいかなというふうに思っております。小田野地区というのは少し離れているんですけれども、これも史跡の一部ということで指定されておりますので、今のところ八王子城の一部という認識がありませんので、八王子城との関連とか、あるいは位置関係、あるいはもう少し整備して、地元の方が公園的な活用ができるようなことを考えております。

その他として、防災。それから、その他というのは、例えばですけれども、今はバスが廃止になっちゃっていますけれども、シャトルバス等の検討ということでございます。

最後に「中長期的整備(5～10年目標)」でございます。

まず、「相対的な環境の保護・保全」。御主殿の中身につきましては、全部発掘調査したわけではありませんが、大半を調査いたしまして、当時の主殿とか客殿と思われる礎石、建物の跡とか、戦国時代としては大変珍しい庭、庭園の跡等が出ておりますので、そういうものの整備を本格的に検討していきたいと思っております。それから、城山全体の中に崩落が進行している石垣があるんですけれども、これらについてもきちんとした検討をしたうえで、保全と整備を考えていきたいと思っております。

「広範囲な公開のための施設」。御主殿内部の整備と要害部の整備の検討。

「継続的な学術調査・研究」。長期展望に立った発掘調査、総合的な学術調査も考えております。

最後に、「研究成果の発表・展示」といたしまして、何らかの遺物の展示施設の建設が検討できればいいかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 説明は終わりました。ただいまの御報告について、御質疑、御意見、何かございませんか。

齋藤委員 私も八王子生まれ・育ちで、八王子城が百名城に選ばれたということは大変喜ばしいことで、こういう施設が市民にも、また市外にも、浸透していけばいいなと思うんですけども、そんな中で市民の方々は八王子城というものについてどういう思い入れがあるかという一つの指針として、平成18年度に保存整備事業検討委員会というのが立ち上げられたと。そこで、公募市民も受けたというふうに書いてあるんですが、どのくらい応募があって、今現在何人くらいいらっしゃるんですか。

新藤文化財課主査 これは平成18年度だけの事業ですので、今はもうこの委員会はないんですけども、この公募委員につきましても、事業の継続性というのがありまして、今回の保存整備の検討会というのは、かなり具体的かつ専門的な要素がありますので、その前の平成16年度の保存管理計画を作成するときの市民委員の方、2名なんですけれども、継続してお願いしておりました。応募はちょっと、今はないんですが、記憶ですとかなりたくさんの方がいる中で選考させていただいた記憶があります。

齋藤委員 それは平成16年度に行って、平成18年度にはやらなかったということですか。

新藤文化財課主査 そうですね。そのときの公募委員2名の方は、継続してお願いしました。

齋藤委員 こういうものに対して市民の人たちがどのくらい関心を持っているのかという一つの指針になるかと持ってお聞きしたんですけれどもね。

新藤文化財課主査 はい、たくさんの方の応募があって、私たちも2名に選考するのは結構苦労いたしました。

齋藤委員 ちなみに、私はこの八王子城址に登ったのはずいぶん前で、本当に申しわけない、失礼ながら、地元の間人でありながら、もう何年も登っていないな。この間、教育長が行ったという話をお聞きしましたけれども、ちなみに自分が登れなかった分だけ、きのうインターネットで「八王子城址」で検索してみたんですね。何万件とヒットしますね。まず、八王子市が行っている探訪の紹介というのも出てくるんですが、御存じですか。ちょっと私なんかも行きたいなと思っているのは、一般の方が登られた、これをたくさんの写真で紹介しているのがあるんですね。ごくごく一般の人が率直な意見を書いているんですよ。「この道は本当に通っていいのかわからなかった」とか、「左側に落っこったら危険だな」とか書いてあるんです。本丸まで登るまでの間、本当に危険な状態であると、一般の登った方の感想としてこういうものが出ているんですね。やっぱりお金のかかることで大変だとは思いますが、実際、本当にこういうものを長期にわたって保存しようという形になってくると、本腰を入れてやっ

ていかないと大変なんだろうなということは実感いたしました。

新藤文化財課主査　そうですね。この基本計画書をなぜつくるかというところなんですけれども、これにつきましては、先ほど説明しなかったんですが、八王子城跡というのが国の史跡に指定されておりますので、文化財保護法の厳しい規制があるわけです。ただ、委員さんおっしゃるとおり現場には比較的わかりにくい箇所があったり、安全に行けないということがありますから、当然、整備を積極的にしながら活用を図っていく必要がある。当然それは八王子市が手を挙げてやる話なんですけれども、それがおっしゃるように生半可なことではなくて、今回のような、きちんとした長期的な整備計画を持って文化庁に対して意思表示をしていこうと。当然、国庫補助対象になるまでには、じゃ、来年からどうぞという話になりませんので、その準備段階として、市の独自の財源の中で緊急にやらなければいけないところについては積極的にやっていますよということも、ひとつ評価を国のほうでもしてもらいたいなというふうに思っているところです。

ただ、400年以上たった山城を本当に本腰になって整備し始めるということは、さまざまな影響がありますので、それはやはり時間をかけて、その及ぼす影響とか効果とかいうものをしっかり調査研究していかないと、例えば石垣の崩落を防ぐというのは簡単なんですけれども、どこまで手を入れて維持管理をしていくかというのは大変な問題になると思いますので、その辺は少し時間がかかるのはちょっと御容赦をいただきたいと思います。ただ、おっしゃるとおり緊急にうちが考えているのは、曳橋をとにかく今やれば、ある程度もう少し先まで安全に維持管理できるだろうということが一つと、案内版等については、やれるところについては迷わないようにやりますということなんですけれども。

齋藤委員　もう一点。こういうことを申し上げていいかわからないんですが、インターネットでホームページを調べると、御存じだと思いますが、ここの場所がどういうふうで紹介されているかということ、多くは「心霊スポット」なんです。だから、イメージアップを何か、八王子市がお金をかけない方法として、もちろん城跡というものは、もともと重厚感のある、明るいイメージとは違うというのはわかるんですけれども、少しイメージアップをできないのかなという感じはちょっとしましたね。

新藤文化財課主査　私どもも一番苦慮するのは、御主殿の滝が心霊スポットになっているというのは大変不本意な話で、その種の取材については一切お断りしております。地元の方も、夜中に人が来て騒ぐなど大変迷惑な時期もありましたので、それもあるんですが、ただ、八王子城の特徴からいきますと、やはり戦国の山城ということですから、一般には大変わかりにくい。それをわかりやすくするというのは、かなり難しい話の一つであります。それから、じゃ、歴史的にこの城が何で大事かということ、豊臣秀吉がまさに全国を統一しようとしたその時期に、北条氏照という城主がそれに備えるために比較的短期間で整備した城で、天正18年6月23日に落城してしまったと。ですから、城下町なんかもきちっと明確には形成されていなかった。それがまさに八王子城の特徴である歴史的な事実なんです。

それから、日本じゅうにいろんなお城の跡があるんですけれども、そのお城で明確な戦闘が

行われたというのは、そう多くないですね。その中では、この八王子城を取り巻く戦闘というのが、ちょうど秀吉の命令で、前田利家と上杉景勝が攻めてきて一日で落城したと。この落城が契機になって、今まで小田原がかなり堅固に籠城していたのが開城して、そのことによって東北の藩なんかも全部秀吉に下って、まさに戦国時代の幕が引かれていく戦が行われたというのが事実なんですけど、その話をずっとしますと、市民委員の代表の方が、そんな暗いイメージばかりやっているから人が来ないんだよという話なんですけれども、それは事実としてやむを得ないところがありますので。一つは、うちのほうも上り旗をつくったんですけれども、「うじてるくん」というキャラクターをつけて明るいイメージが一つと。あと、まだできないんですが、八王子城の御主殿の跡の発掘の成果というのは大変上がっておりますので、そういう豊富な出土品の展示施設ができたり、あるいは御主殿跡の整備ができれば、かなりまたイメージも変わるのかなと思っているんですけれども、いかんせん短期間にできないというところが大変つらいところなんです。

齋藤委員 私なんかのつたない知識で、専門家の方に対して失礼な話ですが、この北条氏照さんという方は築城の天才だったという側面もあるみたいで、滝山城址あたり等の関連がすごく強いというのを読むと、結構おもしろいですね。そのあたり、勉強してみるとね。だから、もう少しわかりやすくかみ砕いた滝山あたりとの関連でのPRの仕方というのは、あるような感じがしました。やっぱりファンは多いと思います。

新藤文化財課主査 そうですね。今ちょうどNHKの大河ドラマで武田信玄をやっていますし、うちのほうでもいろんな問い合わせも多くなっていますけれども、やはり滝山城との関連というのも当然紹介していかなければいけないと思っています。それまで上杉方の大石というのが守っていた滝山城に北条氏が入ってきて、氏照がかなりの期間いる間に大きな城に大改造しております。それでも八王子城に移っていったという歴史的な背景もありますし、その辺がうまく解説・整備できればいいのかなと思っていますけれども。

小田原委員長 これは、城跡を整備するということと、保存ということ、観光ということがごちゃごちゃになっているところに問題があると思うんですけれども、僕は、今お話を聞いていて、いろいろ問題点があると思うんですよ。本城が小田原で、その滅びちゃった当の小田原がいろいろ言う話は非常につらいところがあるわけなんですけれども、あまりにも短期間でできた城が一日で滅ぼされた、そういうことから言うと、「早急な対策と整備」が1～3年というのは何なんだと、まず思うわけね。これは、私の感覚から言うと、あまりにも悠長な計画になっている。文化庁の国庫補助事業を当てにするのならば、別の計画にしなければいけないと思いますね。「早急な」というふうに言うのであるならば、1～3カ月とか長くたって1年のものが幾つもあるわけです。10年までの間のところにも、そんなものは1年でやっちゃって、そして、ここで言っている話というのは、これはハード的な部分はかなりあるから、これは10年以上かかる部分もあると思います。

それから、19ページにイメージ図を示されたんですけども、この柵は必要なのか。齋藤委員は落っこちる危険性があると言ったけど、小諸城へ行ってごらんささいよ、もっと危険なと

ころがいっぱいあるわけですよ。高遠だってそうですよ。だから、そんなことはむしろ考えないほうがいい。山城なんだから。今、山本勘助という話が出たけれども、あんな城跡へ行ってごらんさい、こんなところよりもっと山の中なんだから、それが取り扱えるか取り扱われなにかだけの差だからね。

先ほど最初に申し上げた、八王子としてはどこに力点、観点を置くのか、そこを定めることだろうと思いますよね。それで、人的な部分のパンフレットを作成なんていうのは、きょうでも明日でもできる仕事だと僕は思いますよ。そんなのを早急に1～3年の中に入れちゃだめですよ。これはあまりにも弛緩し過ぎている。そういうふうに思いますので、もう一回つくり変えていただきたいと思います。16年度策定の保存管理計画、これはいいですよ。出されちゃっているものだから。10年でできるなんて、できない部分もいっぱいあると思う。だから、もっと20年先とか100年先を考えていただきたい。城跡なんだから、100年先のことを並べてやっていく。100年後は齋藤委員が喜ぶような状態になっているようにしてほしいです。これは根小屋とか小田原を含めた形で。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今後の八王子城跡の整備につきましては、教育委員会のほうにも平成17年度以降、私が来てからも、予算取りのときには御報告していましたが、なかなか市のほうも、市長部局の理解が得られないという中で、予算取りも正直申し上げて厳しかったわけです。ここで曳橋も4,000万円を越す予算措置をいたしましたし、トイレも水洗化をするということで、市長部局のほうも今までと違う対応をしていますし、市長も先日の経営会議の中では、前倒しできる部分については前倒しをしろという指示も受けていますので、一応ここではこういう形で載せておりますが、実施計画の中で、また委員さんの御意見等も伺いながら、平成20年度の予算措置に当たっては、その辺を十分考慮しながら対応していきたいというふうに思います。

小田原委員長 それでは、市長の言ったことがなぜここに反映されていないんですか。そこがおかしい。市長から言われている事柄を教育委員会の報告の中に生かされていないような報告ではだめです。もっと前倒しできるところは前倒ししろという指示を受けたのなら、前倒しにするところがあるでしょう。指導者の育成だとか、ボランティアの育成なんていうのは、1～3年、1年の中に入る話じゃないですか。そういうのをそのままにして、こういうところに出さないでいただきたい。

細野委員 これは「1～3年後」とか「3～5年後」と、「後」というのを入れるのを忘れたんじゃないありませんか。

小田原委員長 これは「1～3年目標」、「3～5年目標」。目標ですから。齋藤委員は企業家なんだけれども、企業から言わせたら、これが計画かというふうに、たぶん言いたいのを我慢していると思うんだけどね。

例えば、曳橋等の補修だって19年度予算案の中で検討したわけでしょう。それで認められたわけだから、これはこれでもって、もうすぐにでもできるんです。

細野委員 企業家ばかりじゃなくて、みんなそうですよ。

小田原委員長　こんなことをやっている会社はつぶれてしまいますよという話になっちゃう。これでは、税金を使ってやっているからこういう話になるんだというように言われちゃいますよ。ですから、僕はこれをもう一回つくり変えていただきたいと思います。

細野委員　だから、検討委員会ではこういうことをやったんだけど、でも、やれることは現状にあわせてやりましょうと。僕も小田原委員長と同じように、3～5年目標の中にある普及活動だとか人材育成なんて、こんなのはスタートからやって、パンフレットなんかはボランティアさんにつくってもらえばいいの。それで、彼らに配ってもらえばいいの。わざわざ予算をつけてどうのこうのなんてしないで、どういうところに予算をつけて、どういうところはお金をかけないで全部できて、それがいい方向に行くか、効果が出てくるか、そういうことをこの検討委員会が持ってきたのを事務局の皆さんがまた加工していけばいいの。小田原委員長も言ったけど、僕はもう少しきつめのことを言うけど、話にもならない。

渡辺文化財課長　これは整備計画でございますので、一応目安として3年とか書いてございますが、できるところにつきましては先行してやっていきたいというふうに思っております。

細野委員　お願いします。

小田原委員長　「早急」という言葉を知らないんじゃないかと僕は思うわけ。それはそのまま、前書きのところもそうですよ。だから、僕は改めて出し直してほしいというふうに言っている。説明文にある、「都市計画土木史」、その次が「考古」でしょう。これを「・(中黒点)」で並べていますよね。その後、「中世史・造園学・植物」、この並列は何なんですか。それぞれが並べられる単語なんですか。そういう基本的なところに全然配慮がなされていないですよ。

川上委員　私も、この並列の部分、ここを見たときに、ここでもう終わりました。

細野委員　まあ、計画は計画だから、実態に合わせてどういう形でそれを活用していくか、それを少し、今の意見を踏まえてやってください。

小田原委員長　見る人によって、川上委員は、この4行目を見て、これはもうだめだと思っちゃうわけですよ。だから、そこら辺り、お願いします。

これは、もうちょっと言いたいこと、苦言になってしまいますけれども、教育長に見せる時間を考えないでこういうところに出そうとするからいけないんですよ。これは後ろに控えている事務局の皆さんにも当てはまる話ですけども、僕は最近そういうことを言わなくなっているよ。だけれども、言われなければいいと思っちゃっているところがある。

細野委員　そうか、それは、私が言わなければいけないんですね。すみません。ちょっと憎まれ役をサボっていましたね。

小田原委員長　もう一回ちょっと、そういう点で改めてこれは出してほしいですよ。説明はしなくて結構ですから、こういうふうに文面を改めましたというふうな形で体裁を改めていただきたいと思います。

細野委員　もう一つ、先ほどの国庫補助の話があったけれども、今は競争でしょう。出せば取れるというものじゃないから、やっぱり魅力的なものを出さないと取れませんよね。ですから、こういう計画をつくりましたけれども、現状からすると、こういう形でリバイバルしましたと、

そういうものを皆さんのアイデアでつくってほしいですね。

小田原委員長 発展したことを言えば、50%の国庫補助がつくけれども、50%補助がつかない部分の、その50%の部分でできる事柄を前もってやっていって、だから、もっときちんとした形のものをやろうとすれば、ぜひ補助が必要なんだというふうにして示さなかったら、文化庁だってそうそう簡単に、補助金をもうなくそうとしている中では、なかなかつけてくれない話になりますよ。それこそ今のうちに全国から取ろうとするわけだから。

よろしいでしょうか。では、そういうことで、この報告、特になければよろしいですか。お疲れさまでした。

そのほかについて、報告事項はございますか。

石垣学校教育部長 学事課から1件ございます。

小田原委員長 それでは、お願いします。

野村学事課長 市内で麻疹の発生状況が見られましたので、そのことについて緊急に御報告をいたします。

東京都内ではここしばらくの間、最近ですけれども、特に小学校、中学校、高等学校、大学に在籍する学齢期の患者が多く報告されています。市内の大学でも、具体的には創価大学なんです。創価大学の寮の学生及び職員に集団発生がございました。4月23日現在で大学の罹患患者は85名で、創価大学は今全学休校の措置がとられている状況でございます。

それに伴いまして、4月23日の夜でございますけれども、八王子保健所の主催で、各関係者が一堂に集まりまして、緊急対策会議が開かれました。麻疹というのは非常に感染力が強くて、これから夏にかけて流行するおそれがございますし、東京の中では大発生で、危険な、憂慮すべきことになっておりますので、八王子の公立の小中学校でも注意しなければいけないというところでございます。

現在、学事課でつかんでおります市内の小中学校の報告をしたいと思います。4月6日入学式のときですけれども、下柚木小学校で1名の発生がございました。その後、6名が次々発生したんですが、八王子保健所と学事課と学校の連携の中で、そこで抑えられました。その子は学童に在籍しておりましたが、学童に広がることなく、今もうしばらくすれば終息だという形になるかと思えます。きのうになりまして、第三小学校で1名発生がございました。夕方5時過ぎておりましたけれども、八王子市の保健所のほうから調査に行って、それも調べているところでございます。また、きょうのお昼でございますが、第五中学校のほうから2名の発症の報告がございました。

4月23日夜の緊急の対策会議を受けまして、学事課のほうでは、各学校、医師会を通して、学校医のほうには緊急対策会議の報告をさせていただいたのと同時に、茨城県で発生したときにつくられた茨城保健所で作った対応マニュアルも至急配って、きのう既に各学校医、学校には届いております。それに基づいて、各学校、校医と連携をとって、もし仮に1名でも患者が出たときには、八王子保健所に連絡をとりながら、拡大感染しないように予防に十分努めるように指示を繰り返し出しているところでございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 学事課の報告は以上ですが、何かございますか。

麻疹というのは、生まれて当初と年長さんのときにワクチンを接種して、それでもかかるものなんですか。

野村学事課長 学齢期と私は最初に申し上げたんですけども、今、大学生になる年代の子どもが3種混合、MMRという時代がありました。この予防接種で副作用があったということで、MMRをやらなくなった時期がございます。その後、個別接種になって、麻疹を個別接種するというふうな時期がありました。そのほかに、予防接種というのはとても怖いものだということがあって受けなくなった。要するに個別接種になったということがかなり大きいんですけども、受けない児童が数パーセントいるという事実がございます。

昨年、法改正がありまして、入学1年前に2回目の接種が法定となりまして、八王子市においては保健センターのほうで、入学1年前の人たち全員にお手紙を出しています。1回目の通知は6月2日の法改正を受けて出したところですが、1月末の段階では45%の接種率というふうになっていました。何といたっても予防接種をすることが一番の予防法ですので、非常に接種率が低いということがわかりましたので、2回目のお手紙を出して、現在では約83%にまで上がっています。しかし、何回もお手紙をしたり訪問したりすることでこういうふうになってきてはいるんですが、どうしても過去そうやって個別接種がなかなかできないというときがありますので、未接種の子どももいるということがあります。それから、接種しても数%はどうしても抗体ができない人がいるんだそうです。そういう人が、曝露と言っていましたけれども、ウイルスを受けるとかかってしまうということは仕方ないことだそうです。ところが、非常に感染率が高くて、その会議でも言われたんですけども、例えばきょうの会議の中で一人でもそのウイルスを持っている人がいれば全員が曝露されている状態なので、抗体がない人は感染してしまいますよというほど強い力があるんだというように聞いています。

それを踏まえて、学校と本市の保健所、医師のほうが協力して取り組んでいかないと、どんどんうつってしまう可能性がありますので、鋭意努力しております。

小田原委員長 私なんかは神経が細かいほうだから、ここにだれかいたら、すぐかかっちゃうかもしれない。

野村学事課長 そのときにも話が出たんですが、50歳以上ですね、50歳以上の人は免疫を受けて、既に何回も流行があったから、その間に何回も受けているので、そういう方は少ないということでございます。

小田原委員長 学校に注意しなさいと言っているわけでしょう。口で言ったってわからないわけだよね。

野村学事課長 通知を何回も出しています。

小田原委員長 子どもたちに対してどうしなさいというのは、細かく指示しているんですか。うがいしろとか何とか、そういう形ではだめでしょう。感染力が強いわけだから。

野村学事課長 具体的には、37度5分以上の熱があったときには様子を見なさい。病院に行

くときには、うちの学校で、また八王子市内で、近くの学校で、流行っている様子があるからということを中心に医者に伝えたいというふうなことは伝えてほしいという通知は出しています。

小田原委員長 行くところであつちやうからということですか。広げるなということですか。

野村学事課長 そういうことです。病院の中でうつってしまうわけですから。それは同時に医師のほうも連絡を受けていますから、院内の中にケースがいれば、要するに隔離をする場所をつくらないといけないそうなんです。

また、兄弟、姉妹もいますので、その関連のこともございますので、それについては、幾つかの学校が出ています。

細野委員 予防接種率が45%から83%になったということですが、83%というのは高いんですか、それとも低いんですか。

野村学事課長 高くなったという理解しかありませんが、これは法で決められていることから、これを100%にもっていくまでの努力はしなければいけないと思っています。

細野委員 具体的にどういう努力をしようと持っているんですか。

野村学事課長 これは保健センターのことなので、引き続き通知を出していただくわけですが、入学してしまうと今度は有料になってしまいますので、有料になっても、それは続けていかなければいけないと思います。具体的には、このマニュアルで示されたところでは、学校に在籍している児童の罹患の履歴と予防接種の履歴を調べ上げて、本当は平穏時にそれを調べていけばいいんですが、こうなったら、この時期にでも調べて、できるだけ家庭に向けて通知するというのが一番適切だと思っています。

細野委員 幼児感染は結構きついでしょ。

野村学事課長 幼児もそうですが、むしろ、今回の傾向では、八王子市内はたまたま大学で寮の感染なので、成人の感染が怖いそうです。成人も重病化しますので。

小田原委員長 そういうふうに聞いているよね。大人になってかかると大変だと言いますね。

野村学事課長 そうですね。発熱した段階でかかって、次に、口の中にできるコプリック斑というんですけど、それが、まだ口の中にできない段階で病院にかかる学生もいるわけです。そのところが一番怖いわけですね、広める可能性がありますから。だから、例えばうちの学校では、そういうのが見られたということは、きちんと御家庭でも知っていただかなければいけないので、その辺をお伝えするようにはお願いしています。

小田原委員長 もう下柚木小とか第五中とかで患者が出ているわけだから、きょうこれからという話だけでも、急がないといけませんよ。連休があるから、連休が一つの抑えるきっかけになるでしょう。だから、ここで、連休後に引き継がないような形のものを今のうちに手を打っていかないと。

野村学事課長 そうですね。その辺は、第三小は昨日保健所が入っていますし、第五中については、本日中に保健所のほうが行きますので、具体的な指示については保健所のほうから出るはずですよ。

小田原委員長　ほかの学校も含めてね。保健所任せにしないで、教育委員会としても、学事課だけだと手が回らないから、ほかのところも応援するというような体制を組んでやるべきだと思いますよ。

野村学事課長　わかりました。以上でございます。

小田原委員長　わかりましたということですが、よろしいですか。

ほかに何か報告等ございますか。

石垣学校教育部長　事務局からはございません。

小田原委員長　ほかにないようでございますが、報告は以上が予定されたところですが、委員の皆さんのほうでありますか。

齋藤委員　ちょっと確認で、きのう全国の学力テストが行われたということが新聞やテレビで取り上げられて、賛否両論いろいろ出ていますよね。これについてなんですけれども、結果をどういうふうに扱っていくかということがこれからの問題だと思うんですけれども、どうも何か成績が優秀なところをより援助していこうみたいな案もあるように思えるんですよね。もちろんそれに対する反対意見もたくさん出てくるんですが、そんなことがありましたので、確認なんですけど、本市も学力到達度テストを行っているわけなんですけれども、本市で行っているものは、その結果を踏まえて、弱いところに補助していこうと。いわゆる助けていこう、底上げをしていこうと。そのためのものであるということは、ひとつ確認をとっておきたいですね。

どうも報道の様子なんかを見ていると、私が思っているのと違う方向の意見が出ているので、どうなんだというふうに私は見ていましたので、本市の姿勢としては、このデータを真剣に受けとめて、弱いところに補助していく、そういうところに人的加配などをしていながら底上げをしていって、全体的にレベルアップをしていく、そういうためのものであるということなんだと。ここのところをひとつ確認をとっておきたいなと思って発言させていただきました。

小田原委員長　ここだけで言う話なのか、事務局に答えさせる話なのかということがあるんだけれども、今の齋藤委員の言い方、弱いところに補助をするという言い方ですね、これは確認の仕方としては違うと思います。学力が低い地域と高い地域というのが地域としてあるとすれば、その確認をまずする。それは、我々は知らなければいけないわけだから。実態を把握し、それに対してどういうふうな対応をするか。学校のほうは、どういう学力向上策を策定するか。それに対して私たちができる、人的配置も一つですけれども、どういう援助をしていく必要があるか。本市で実施している学力到達度調査においては、そういう方向でやっているんです。そういう確認の仕方になると思うんです。今の齋藤委員が言っているような言い方では、新聞の論調と同じです。

齋藤委員　一つ心配だったのは、こういう学力テストを実施することによって、頑張っているところ、成績優秀校のところをどんどん援助していこうみたいな、そのために使われていってしまうようなことについての心配論というのも出ているわけなんです。

小田原委員長　それは心配する論の言い方です。そういう論調に、私たちがそうだそうだという話とは違うんだということなんです。もちろん学力が高ければそれでいいという話ではなく

て、学力が高いというのはどういうことかということ、到達度を設定するからいけないんだと僕は前から言っているけれども、設定した到達点を目標とするならば、みんながその到達点に行かなければいけないということだと思っんですよ。高い、低いという言い方ではないと思っんだよね。みんながこのラインをクリアすることが目標なんだと。ただ、みんながと言ったときに、みんながということはあり得ない話というのも事実だから、これは認めなければいけないんですよ。

ところが、八王子の場合にはどうかということ、これはどこまで言っているかわからないけれども、平均点ですか、平均点を大きく下回る学校もあるという事実。上と下を見るとかなりの差がある、これは非常に大きいんだと。だから、これをどうしたらいいかということを考えなければいけない。例えば、70点の学校と35点の学校とがあったときに、35点を70点までもっていく、それが齋藤委員が言っていることだと思っんです。でも、同時に70点のところも100点にもっていくよう努力していかなければいけないんですよ。だから、上も下も関係なく当然その方向性をもつわけです。この学校は70点だから大丈夫、何もしなくていいやという話ではないということじゃないですか。

細野委員 僕らも地域ごとにデータもとってきて分析したわけでしょう。地域ごとの平均点でも結構な差がありましたよね。これは大問題なんです。同じ教科書を使っているわけですから。そうすると、一番大事なことは、それぞれの学校が、そのデータを見て課題を見つけて、いいところはもっと伸ばしましょう、悪いところは早く追いつきましょう。そのためには、どう努力をしたほうがいいのか、どういう形で教育委員会にいろんなニーズを伝えたいのだろうか、それを考えてほしいんです。だから、うちは下のほうだけれども、教育委員会から援助してもらえるから努力するのはやめよう、これでは非常に困るんですね。そういうことではないよということですよ。だから、本市の学力調査は、調査データとして積極的に使しましょうということですよ。

齋藤委員 言われていることはよくわかります。言いたかったのは、言葉がちょっと難しいかもしれませんが、今回のデータの結果によって成績優秀校をどんどん補助していこうみたいな論点があるところは、ちょっと注意したいということと言いたかっただけです。

小田原委員長 僕は、そういう言い方をされると、どんどん援助しましょうというふうに言いたいんです。そういう言い方をされるとね。それは一向に構わないんです。何でどんどん伸ばすことにお金をかけてはいけないんだという話になっちゃう。それはおかしいですよ。そんな言い方をしてはいけないんですよ、むしろ。

齋藤委員 そうすると、どういう言い方をしたらいいのか私はわからないんですが。

小田原委員長 この論調に乗ってはいけないということだと思っます。

齋藤委員 少なくとも八王子市の学力到達度テストを行うときの私の認識としては、そのデータをしっかり見て、いわゆる成績不振校を重点的に援助していこう、それで底上げをしながら全体的にレベルアップしていこうというふうに私は認識しているんです。それを確認したいということなんです。

小田原委員長 重点的という言葉を使ったかどうかというのは、ちょっとまたひっくり返してみなければわからないけれども、細野委員が言ったように、何も策が出てこなかったら、それに金をかけるなんていうことはいかがかなものかと。我々は放っているわけではありませんよね。皆さんも私たちも放っているわけじゃないですよ。学校訪問にいったときに、その学力テストの結果を受けて、じゃあ、あなた方はどういう対策をとっていますか、それで十分なんですか、こうではなくこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかということを言っているわけじゃないですか。じゃあ、高いところはどうか。それは何もしなくていいなんていう話はだれも言ってないですよ。

齋藤委員 それは私も同じです。

小田原委員長 だから、学力テストに反対する論調として、今の齋藤委員の言い方からいうと、学力テストの結果の高いところをどんどん援助しましょうということにすりかえてはだめだと。

齋藤委員 それで同感です。だから、すりかえたくないということを確認とりたかったということです。

小田原委員長 だけど、言い方に気をつけなければいけないのは、じゃあ、学力テストを実施するということは、学力の高いところには金をかけなくてもいいということではないんですよ。そんなことはだれも言っていない。僕はどんどんかけたっていい。でも、そのどんどんというのは、学力の低いほうには金をかけないということを行っているわけではない。

齋藤委員 言い方がすごく難しかった。私の認識としては、八王子市が行っている到達度テストについては、今までしっかりとしたデータがなかったので、そのデータをしっかりとって、成績不振校を底上げしていくことが必要なんだという論点が行われたと認識しているんです。だから、もちろん高いところを放っておくという意味では全然ないですよ。全体的なレベルアップをしていかなければならないと思うんですが、重点的には、成績不振校をはっきり、地域だとか学校を見定めて、そこに人的加配のようなものを重点的に行っていきましょう。それで不振の学校をレベルアップさせていきましょうというふうなことであったということを確認とりたかったということなんです。私はそのように過去の話し合いの中で認識しているんです。もちろん上を放っておいていいという話ではないんですよ。下だけやればいいという話ではない。それで全体的にももちろんレベルアップしていくのが一番いいことなんです。重点的には不振校をはっきりさせて、その底上げが必要なんじゃないかということをし合ったというふうには思っているんですが、間違っているでしょうか。

小田原委員長 新聞論調から入るから話がこういうふうになるんです。その言い方は危険だということなんです。学力テストに反対する方々の言い方がそっちにずれていっちゃうから、そういうのは違うんじゃないですかということです。

石川教育長 この結果は、行政だけが使うという話じゃなくて、一番大事なものは、学校がその結果を受けてどういうふうに指導方法等を今後考えていくかという、そこなんです。そこで、学校側がそのデータをうまく使わない限り、あまり意味がないんですよ。それから、子どもたちにとっても、実態がよくわかり、そこからいろんな自覚をしながら、自分でよりやろうとい

う気持ちを起こさせる、そういう指導も学校にとってはすごく大事なことだし、保護者にとっても、それを知るといことは、今学校だけで学力を上げようなんて無理なわけですから、家庭の要因というのはすごく大きいわけですよ。家庭にも自覚してもらって、一緒にそれぞれを伸ばしていくという、そういうことがすごく大事なんですね。

それから、ある程度学校のものが、うちは個別にしか出していませんけれども、原則的にはまたそういう方向でやるつもりでいますけれども、でもそれは、だれかが中継をして序列をつけたがるんですよ。でも、それはそれで、全く意味がない話でもないんですよ。そういう実態を地域が知るといことも大事なことですからね。行政は行政として、また、その学校なり個人を支援するということになるけれども、でも、なかなかできないのが実態ですよ。だから、私は、この調査の大きな意味は、国がそういうことをよく承知をするという、その部分がすごく大きいと思うんですよ。要するに、義務教育の教員の負担は2分の1国が持っていたわけですけども、それが3分の1になっちゃって、既にその部分だけでもかなり減っちゃっているわけですよ。その部分を、各都道府県なり各自治体に負担をしるということになっているけれども、現実にとこの自治体だって、財政上、裕福をとことんなんか幾つもないんですよ。ほとんど困っちゃっているわけでしょう。そういう中で、国にこの部分を何とかしてもらわなければしょうがない、この結果がそれを訴える一つ的手段にしなければいけないと思うんですね。それこそがこの統一テストの意味だと思いますよ。本当にその平均を知るのならサンプルテストだって十分だし、全員しっかりやれば、それなりにきちっとしたデータが出てくるから、それができればやったほうが良いとは思いますがね。

ですから、齋藤委員が言っているような、行政の見方だけで支援とかいうことじゃなくて、いろんな使い道があるんだということですね。ぜひそういうことは認識していただきたいと思います。

細野委員　もう一つ付け加えると、今回は私立の学校はそんなに入っていないでしょう。なぜかという、私立の学校は別にそんなデータ知らなくていいわけなんです。あれは当然わかって当たり前なものしかテストしてないわけですから。しかし、公立学校では残念ながらそこまでいっていないところがある。そこは、教育長が言ったように、それぞれの学校でどういう問題点があるのかということ、教師自身があの調査データから知るといことなんですよ。そうしたら、自分たちで、我々の学校にどういう弱みがあるのだろうか、そこをどう対策するか。そのとき、じゃ、教育委員会としてはこうしてほしいとか、ああいうことをしてほしいとか。学力調査で公立校のトップだって、私立から見ればそうでもなかったりする。むしろそれを知ってほしいと。

小田原委員長　私立も加わった形のものがあれば望ましいんだけど、私立はそんなことをしたってむだだから、そんなのはもうわかっているから、やりませんよという話になっちゃっている。

齋藤委員　でも、今回の全国のテストは、私立もというふうに聞いています。

石川教育長　大きな都市は参加していないですよ。だって、わかっているから。

小田原委員長 皆さんのお話のとおりなんですよ。

齋藤委員 こういう振り方をしてしまったので、貴重な時間ですから私も引っ込みますけれども、要は何を言いたかったかという、小田原委員長も言われたとおり、私も新聞を全部読ませていただきましたが、踊らされることなくというのかな、だから、言われていることは同じだと思うんですけども、八王子市は八王子市でずっと話してきたことがあるので、ちょっと一部の記事などを読むと疑問に思う記事があったので、そういうものに惑わされることなく、八王子市がずっと話し合ってきた内容のところはやっていきたいというための確認の発言をさせていただいたということです。

小田原委員長 気をつけなければいけないのは、じゃあ、下のほうの面倒を見ますよなんていうふうに簡単に受け取って何もしないというのだったら、それはだめですよ。だけど、それは行政として何か考えますよ、当然。そこがきちんと、学校だけではなくて、さっきの教育長のお話のように、家庭のほうも、子どもたちも、真剣に受けとめなければいけないことなんです。これは自分自身の問題でもあるわけだから、子どもたちにだってそのところは認識させなければいけないことで、家で勉強するとか、授業中に先生の話聞く、こういうことは当たり前のことだからね。そこがどうなっているかということの一つ一つ検証していくことが、そこはそれこそきちんと確認していかなければいけないことだろうというふうに思いますね。

そのほか特にないようでございますので、本日はこれですべて終了ということで閉会いたします。

お疲れさまでした。

【午後3時49分閉会】